

5 新食第 2 9 7 3 号  
2 0 2 4 0 3 1 3 中庁第 4 号  
令和 6 年 3 月 18 日

北海道農政事務所生産経営産業部長 殿  
各地方農政局経営・事業支援部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿  
各経済産業局産業部長 殿  
近畿経済産業局通商部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局経済産業部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長  
中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長

#### 農商工等連携事業における都道府県への情報提供について

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 2 条第 4 項の農商工等連携事業の促進に当たっては、国及び都道府県は、連携して当該促進に必要な支援を行うよう努めるものとされているところです（同法第 16 条第 1 項及び農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成 20 年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号）第二の 3 の（4））。

また、「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 食産第 4390 号農林水産省食料産業局産業連携課長・中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知）」に基づき、農商工等連携事業について、国と都道府県のそれぞれの支援策が、農商工連携により新事業に取り組む中小企業・小規模事業者農林漁業者にとって、より効果的なものとなるよう、国と都道府県との連携の強化を図ることとしているところです。

この度、昨年 12 月 22 日に閣議決定された、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、国に農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の申請を予定する者から、農商工等連携事業計画に関する相談があった場合には、国から都道府県への情報提供を行うこととしました。

このため、今般の閣議決定を踏まえ、両省で検討した結果、下記のとおり取り組む

こととしましたので、御了知の上、円滑な運用が図られるようお願いするとともに、別紙参考例を活用して管内都道府県への周知をお願いいたします。

#### 記

地方農政局又は経済産業局（北海道農政事務所および内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に対して、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）から農商工等連携事業計画の認定に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、申請予定者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、関係する都道府県に文書等（別紙参考例）により事業内容などの情報提供を行うこととします。

地方農政局及び経済産業局は、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、申請予定者に対して可能な限り情報提供の承諾を得るよう努めていただきますようお願いいたします。

以上

(別紙参考例)

事務連絡  
令和〇年〇月〇日

都道府県

農商工等連携事業担当課長 殿

〇〇地方農政局経営・事業支援部食品企業課長  
〇〇経済産業局産業部経営支援課長

農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定に係る相談に関する情報提供について

今般、農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する者より、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定に係る相談を受けましたので、事業内容等について、下記のとおり情報提供いたします。

記

事業者名：

住所：

事業内容等：

(別紙参考例)

地方農政局番号  
経済産業局番号  
令和6年〇月〇日

都道府県

農商工等連携事業担当部長 殿

〇〇地方農政局経営・事業支援部長

〇〇経済産業局産業部長

### 農商工等連携事業における都道府県への情報提供について

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第4項の農商工等連携事業の促進に当たっては、国及び都道府県は、連携して当該促進に必要な支援を行うよう努めるものとされているところです（同法第16条第1項及び農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成20年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）第2の3の（4））。

また、「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について（平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長・中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知）に基づき、農商工等連携事業について、国と都道府県のそれぞれの支援策が、農商工連携により新事業に取り組む中小企業・小規模事業者農林漁業者にとって、より効果的なものとなるよう、国と都道府県との連携の強化を図ることとしているところです。

この度、昨年12月22日に閣議決定された、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、国に農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の申請を予定する者から、農商工等連携事業計画に関する相談があった場合には、国から都道府県への情報提供を行うこととしました。

このため、今般の閣議決定を踏まえ、円滑な事業の執行のため、下記のとおり取り組むこととしましたので、お知らせいたします。

記

地方農政局又は経済産業局（北海道農政事務所および内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に対して、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）から農商工等連携事業計画の認定に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、申請予定者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、関係する都道府県に事業内容などの情報提供を行うこととします。

地方農政局及び経済産業局は、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、申請予定者に対して可能な限り情報提供の承諾を得るよう努めることとします。